

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成30年度 第1回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開催日時	平成30年9月21日(金)15:30~16:30		
開催場所	川西市役所 2階 201会議室		
出席者	委員	大塚保信、小田兼三、上農哲朗、橋本潤、市場大輔、毛利洋子、白石美智子、野村貴美子、荻本文人、細見幸己、雪岡健次、藤田喜志夫	
	その他		
	事務局	根津倫哉、山本敏行、井口俊也、今井ひでみ、川上敬弘	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 報告事項 「平成29年度 川西市介護保険事業概要について」 3. 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

職務代理者

定刻になったため、ただいまから平成 30 年度第 1 回川西市介護保険運営協議会を開会する。私は川西市介護保険運営協議会職務代理者の小田である。本日は、皆様方には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り感謝申し上げます。

本来、会長が進行を務めるところではあるが、川西市介護保険運営協議会の中の「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」の任期が満了することに伴い、川西市介護保険運営協議会の会長が不在という状況になっている。従って、職務代理人として選出されており、現在、任期がある川西市介護保険運営協議会の中の「生活支援体制整備部会」部会員である私が、会長選出までの間進行させて頂くので、よろしく願います。

では始めに、全体の運営協議会は初めてのため、委員の皆様一言ずつ自己紹介をお願いします。

(各委員自己紹介)

次に、市の福祉部の部長である根津部長からご挨拶をお願いします。

(根津福祉部長挨拶)

職務代理者

それでは、皆様方の紹介も終わったため、介護保険運営協議会の会長を選出したいと思うが、事務局から何か提案はあるか。

事務局

川西市介護保険運営協議会規則第 2 条第 1 項に基づき会長を決めて頂くことになり、本来、委員の互選によって決めるものであるが、もともと介護保険運営協議会においては、大塚委員が会長をされていたため、事務局案として、このまま会長を大塚委員にお願いしたいと思うが、いかがか。

(委員より異議なしの声)

職務代理者

「異議なし」との声があったため、川西市介護保険運営協議会の会長を大塚保信委員に決定したいと思うが、いかがか。

それでは大塚会長、ご挨拶をお願いします。

(大塚会長挨拶)

小田職務代理者

ありがとうございました。それでは、これ以後の協議会等については大塚会長によりしく願ひ

する。

会長

では始めに、委員の出席について確認する。

委員の出席については、委員 16 名の内、本日ご出席をいただいておりますのは、12 名である。よって、川西市介護保険運営協議会規則第 3 条第 4 項の規定に基づき、本日の協議会は成立している。皆様の活発な意見交換を期待しているので、よろしく願います。

傍聴はあるか。

事務局

傍聴はない。

会長

では議事に入る前に、事務局より資料の確認をお願いする。

事務局

【資料確認】

会長

次に、報告事項 2. 「平成 29 年度川西市介護保険事業概要について」事務局から説明をお願いする。

事務局

【資料「川西市介護保険事業概要（平成 29 年度）」に基づき報告】

会長

事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ないか。数字が多くとらえにくいかもしれないがいかがだろうか。

川西市の高齢化率はどの程度か。

事務局

平成 29 年度末時点で 30.7%であり、全国平均よりも高くなっている。

会長

その状況下で、介護保険料は比較的抑えられている。この点について、やがてどうなるかと不安はあるが、健康高齢者や前期高齢者が多いことが関係しているかもしれない。

他にないか。委員いかがか。

委員

元気な高齢者が多いと聞くが、資料からもそのことが感じられる。父も今年 100 歳で要介護 1 と

元気な高齢者の1人であり、元気な高齢者が多いことを実感している。

会長

委員からは何かないか。

委員

特にない。

会長

委員からは何かないか。

委員

特にない。

会長

委員からは何かないか。

委員

滞納対策はどういったことをしているのか。

事務局

滞納策については、偶数月の日曜日に各1日、9:30から16:00まで市役所で納付相談を行っている。総支払額は変えられないが、支払回数を増やすことで1回あたりの負担を少なくしている。普段の窓口でも同様の相談を受け付けている。

会長

ペナルティもあるのか。

事務局

滞納額が多い方には、サービス利用時に一度全額自己負担してもらい、後に市へ請求して自己負担分以外を支払う措置をとっている。

委員

一度保険証を回収するのか。

事務局

保険証は回収しない。

委員

時効の2年より以前の滞納はどうなるのか。

事務局

未納があった場合、まず前述した支払い方が変更されるペナルティがある。さらに滞納が時効2年を超過して増えると、負担割合が3割となるようなペナルティを課している。市民にはペナルティを課す前に連絡し、あるいは督促や催告を送付して納付を促している。

委員

市全体の高齢化率について、資料の1ページ目では30.7%となっているが2ページ目では30.5%となっているのはなぜか。

事務局

30.7%が正しく、30.5%は誤りである。申し訳ない。

会長

30.7%が正しいとのことなので訂正をいただきたい。統計上の数字は正確に算出いただきたい。

委員

資料3ページについて、平成28年から平成29年で、要支援1、2の方がそれぞれ減少している。これは要介護に移行したこと、もしくは正常に移行したことのどちらによるものか。資料の限りでは要介護1が若干増加しているが、要支援者が要介護者へ移行したとみてよいのか。

会長

精査は必要であるが、その理由は考えられるだろう。どう分析しているのか。

事務局

要因の一つとして、予防事業の取り組みで効果が出ていることが考えられる。もう一つとして、仰るとおり要支援者が加齢に伴って介護度が重くなったことも考えられる。現在の要支援者が、加齢に伴って現状維持あるいは多少高くなることは否めない。その中で、介護予防を行い、現状を維持もしくは軽度の方には自立という結果を得られた方もおり、複雑な要因となっている。

会長

雪岡委員からは何かないか。

委員

感想と2点の指摘がある。

まず、資料1ページ目の表より、川西市では40～64歳人口と65～74歳人口がこの5年間であまり変わっておらず、一方で0～39歳人口は減少し、75歳以上人口は増加している。よって、川西市では少子高齢化が進行していることを表しているのだと思った次第である。

先程の指摘に加えて、資料2ページ目において高齢化率が30%を超えている小学校区が7地区とあるが、川西小校区も30.8%となっているため、8地区ではないか。また、北稜小校区の高齢化率に

おける前年比上昇率が 1.4 ポイントとあるが、表を見る限り上昇率 1.1 ポイントではないか。これらの訂正をお願いする。

資料 13 ページ目の平成 29 年度から始まった介護予防事業・日常生活支援総合事業において、周辺他市に比べたときの評価をどう捉えているのか教えてほしい。

会長

委員の意見について、指摘された点は委員が訂正されたとおりであるか。

事務局

指摘のとおりである。

会長

総合事業の他市と比べた活発性について情報はるか。

事務局

川西市の実績は資料のとおりであるが、他市との比較データはできていない。申し訳ない。

会長

委員からは何かないか。

委員

会長が言われたように、川西市の介護保険料が兵庫県下でも低いことについて、川西市では高齢化率は高いが、元気な高齢者が多いことが要因かと思う。また、要支援者が減少したことについて、日常生活支援総合事業が導入され、そちらの件数が多いこととの関連性について、市の見解を聞きたい。

事務局

具体的な数字は把握しかねるが、近年推進している健幸体操や認知症予防といった取り組みの効果が一定量表れているのではないかと考えている。

会長

それはありがたいことである。

委員からは何かないか。

委員

繰り返しになるが、資料のデータから、少子高齢化が進む中で地域の福祉活動やボランティア活動のサロンが増えており、市と連携して地域の助け合いや見守り活動といったものの重要性が感じられた。

会長

委員からは何かないか。

委員

資料 6 ページ目について、平成 28 年度から 29 年度にかけて利用者数が減少している。方、資料 10 ページ目の介護サービス費は増加している。これはなぜか。利用者がより高いサービスを使っているということなのか。

事務局

十分な分析ができていないため個人の解釈になるが、資料 6 ページ目で減少しているのは要支援者であり、このデータに総合事業に移行された方々の分が盛り込めていないと思われる。一方、資料 10 ページ目では盛り込まれているからだと考えられる。

会長

一度分析をお願いします。委員の指摘のとおり、たしかに資料の 6 ページ目と 10 ページ目を見合わせると疑問が生じる。

事務局

補足すると、資料 6 ページ目で要支援者が減少しているのは、平成 29 年度に開始した総合事業へ移行した方がいるためである。一方、資料 10 ページ目で居宅サービス費が上昇している点について、たしかに要支援者は減少しているが、要介護 4、5 の人数は上昇しており、その分の単価が上がっているため、その分の介護サービス費が増加しているという状況である。

会長

6 ページ目には総合事業が含まれておらず、10 ページ目については単価上昇によるものとの説明だったが、納得いただけただろうか。

委員

事業対象者がこれらに入っていないということか。

事務局

入っていない。

会長

他にないか。

なければ、全体を通した感想や問題提起を委員にお願いします。

委員

介護保険は市町村主義であるが、これをさらにつきつめると超高齢化問題にいきあたる。委員からもあったように少子高齢化問題、あるいは障害者等の健康福祉問題をご承知のとおりかと思うが、

地域包括ケアシステムを推進するという国や県の方針もあり、川西市においても同様な進め方をしており、これは良いことだと考える。小学校区別に見たとき、高齢化率や地域力、住民意識などが様々であるかと思う。そうしたことも含めて、市としては地域全体の活性化に取り組んでいかなければならない。この点は地域福祉計画の方で提案しているようだが、行政の力にも限界があるだろう。社協や民生委員各位の力が重要になると思い、期待している。今後の高齢者を中心とした様々な方の福祉を高めるにはどうすればよいか、見通し等があればお聞かせ願いたい。

委員

民生委員活動の中で、介護保険を使う方の中で日常介護予防の利用者が増えていると感じている。我々も、施設入所希望の相談も多いが、特に必要性の低い方については、できるだけ住んでいたお宅が一番であるなどのお話や、総合事業制度の利用等といったアドバイスを行っている。

委員

少子高齢化社会の複合的な課題がある中で、支援が必要な方を民生委員と協力しながらできるだけ早期に発見し、支援する方と支援される方の双方が地域で助け合える川西市となるような地域づくりが大事だと考える。

会長

ご意見感謝申し上げます。

日本の高齢化率は26%であり、さらに70歳以上人口も20%を超えている。今後問題となるのは、2025年問題と言われるような超高齢化社会が迫っており、現行制度の存続が懸念される。また、日本と似た制度を持つ韓国でも日本と同様に高齢化が進んでおり、日本の介護保険を勉強したいという学生も増えている。介護保険を実施するのは国内に1700ある市町村である。高齢者関係の主な法律には、老人福祉法と介護保険法の二つがある。老人福祉法は、税金で行政がお世話するものである。一方、介護保険法は税金と介護保険料による利用制度であり、介護保険法は比較的に利用しやすく、介護保険を優先的に利用いただく仕組みとなっている。迫りくる大きな問題に対して、委員の皆様方の知恵を賜りたい。多くの方は介護保険料の金額にしか関心がないが、我々はその内容こそ重視すべきと考えている。問題が山積みではあるが、介護保険制度は市町村単位で結論をだすものであるため、ぜひお力を貸していただきたい。

他に意見等ないか。

なければ本日は閉会としたい。本日はお忙しい中ありがとうございました。また、議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

以上